

よくある質問

② 離婚専門の行政書士に作成を依頼するメリットは？



荒川朋範【荒川行政書士事務所】 石川県小松市

離婚の際に取り決めるべき内容（親権、養育費、財産分与、面会交流...）を整理し、トラブルのない離婚に向けたサポートを受けることができるがメリットです。
必要な手続きや流れ、ポイントなどの助言を受けながら、円満な解決を図ることができます。
行政書士として、当事者間の取り決めに書面（離婚協議書）にまとめ、新しいスタートの後押しをいたします。

② 公正証書を作成するメリットは？



荒川朋範【荒川行政書士事務所】 石川県小松市

強制執行認諾文言付き公正証書と呼ばれる公正証書を作成することで、万一、取り決めた慰謝料や養育費が約束通り支払われない場合に、この公正証書をもと（債務名義として）に、強制執行（差押）ができるようになります。
当事者間で約束した以上、その内容は守られるべきですが、万一のことも考えると、行政書士が作成した離婚協議書を原案に、強制執行認諾文言付き公正証書を作成する場合があります。
ただし、強制執行認諾文言付き公正証書を作成するには、当事者双方の承諾が必要ですので、ご注意ください。

② 離婚準備は何から始めたらいいですか？



荒川朋範【荒川行政書士事務所】 石川県小松市

まずは、行政書士に離婚に際して取り決めるべき内容は何か相談されてはいかがでしょうか。
実務に精通した行政書士であれば、取り決めるべき内容やポイント、実際の例などを紹介でき、円満な解決に向けて情報を提供してくれるはずです。
事前相談後、当事者間で協議し、内容が決定しましたら、正式に離婚協議書の作成を行政書士に依頼されるのが安心かと思いません。